

2023 年 8 月 31 日

国際サステナビリティ基準審議会

日本証券業協会

国際サステナビリティ基準審議会 情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」に対するコメントについて

日本証券業協会¹（以下「本協会」という。）は、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB、以下「ISSB」という。）が 2023 年 5 月 4 日に公表した情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」（以下「本情報要請」という。）に対し、コメントを行う機会を得られたことに感謝致します。

ISSB は 2023 年 6 月 26 日に IFRS S 1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S 1 号」という。）及び IFRS S 2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S 2 号」という。）を公表しました。IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）がグローバルのベースラインとして機能していくためには、今後 2 年間における ISSB の活動の優先事項の決定は重要な論点と認識しております。本協会は、IFRS S 1 号及び IFRS S 2 号の各公開草案へのコメントを行っており²、これまでの検討を踏まえて本情報要請に対してコメントを提出致します。

本協会では、証券会社が資本市場における仲介機能及び市場のゲートキーパーとしての役割を担っていることから、本情報要請に関してサステナビリティ関連財務情報の作成者及び利用者の両方の立場で検討を行いました。今後の作業計画の検討にあたりご考慮頂きますようお願い致します。

¹ 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認可された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約 490 社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関等から組織されている。

² IFRS S 1 号及び IFRS S 2 号の公開草案に対する意見は、IFRS のウェブサイトに掲載されている。

IFRS S 1 号の公開草案：https://ifrs-springapps-comment-letter-api-1.azuremicroservices.io/v2/download-file?path=610_65212_japan-securities-dealers-association-comments-on-the-exposure-draft-ifrs-s1-jsda-.pdf

IFRS S 2 号の公開草案：https://ifrs-springapps-comment-letter-api-1.azuremicroservices.io/v2/download-file?path=611_66025_japan-securities-dealers-association-comments-on-the-exposure-draft-ifrs-s2-jsda-.pdf

質問 1 : ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス

第18項から第22項及び表 1 は、ISSBの作業に含まれる活動の概要を示している。

- (a) 優先度の最も高いものから最も低いものの順に、次の活動をどのように順位付けするか。
- (i) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
 - (ii) ISSB基準 (IFRS S 1 号及びIFRS S 2 号) の導入 (implementation) の支援
 - (iii) ISSB基準の的を絞った拡充 (enhancements) のリサーチ
 - (iv) サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (SASBスタンダード) の向上 (enhancing)
- (b) 順位付けした順番の理由を説明し、ISSBが各活動の中で優先すべき作業の種類を特定されたい。
- (c) ISSBの作業に含めるべき他の活動はあるか。ある場合、それらの活動について記述し、それらが必要である理由を説明されたい。

(a) 優先度の最も高い活動から順位付けすると、以下が挙げられる。

- ・ (ii) ISSB基準 (IFRS S 1 号及びIFRS S 2 号) の導入 (implementation) の支援
- ・ (i) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
- ・ (iv) サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (SASBスタンダード) の向上 (enhancing)
- ・ (iii) ISSB基準の的を絞った拡充 (enhancements) のリサーチ

(b) 上記(a)の順位付けの理由は、以下が挙げられる。

(ii) ISSB基準 (IFRS S 1 号及びIFRS S 2 号) の導入 (implementation) の支援

ISSB基準がグローバルのベースラインとして機能していくためには、まずはISSB基準が各法域に広く採用され、企業（作成者）と投資家との共通言語として定着させることが必要である。また、ISSBの基準に基づき各法域が開示基準を法令で定める場合、遵守できなければ法令違反となるため、IFRS S 1 号及びIFRS S 2 号の遵守対応は作成者にとって当面大きな課題になるとみられる。このため、本活動の優先度が最も高いと考える。

導入の支援について、具体的には以下 2 点が必要である。

第一に、質の高い開示の実現のため、ガイダンスや開示事例等の教育文書を充実させることが必要である。例えば、IFRS S 1 号においては「重要性 (material)」の判断や、ISSBの重要なコンセプトである「つながりのある情報 (connected information)」、またIFRS S 2 号においては戦略の気候レジリエンス等、TCFD提言においても開示率が低い開示要求が含まれており、ISSBによる支援が期待される。

第二に、複数の法域に跨って活動する企業が各法域の類似した開示基準に効率的に対応できるよう、他の法域のサステナビリティ報告との相互運用可能性 (interoperability) を確保することが必要である。具体的には、複数の法域で重複する開示基準に対応するためのツールの開発が考えられ、既に気候関連開示に関して³取り組まれているESRSの他、ISSB基準を採用する他の基準も含めて展開していくことが望ましい。また、各国の規制当局

³ 欧州委員会 (EC)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、および ISSB は、2023 年 7 月 31 日に ESRS 基準と ISSB 基準の間で気候関連の開示が高度に一致していることを確認した。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/european-comission-efrag-issb-confirm-high-degree-of-climate-disclosure-alignment/>

によりお互いの開示制度に依拠することを認める制度が構築されれば、作成者及び利用者の双方の非効率性が大きく低減することから、ISSBが各国の規制当局のこうした動きを支持していくことも期待する。

(i) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始

サステナビリティ報告に対する利用者のニーズの高まりを考えると、IFRS S 2 号の気候関連分野の開示基準だけでは不十分であり、新しいテーマの基準開発が急務である。IFRS S 1 号ではサステナビリティ関連のリスクまたは機会に関する開示要求の特定にあたりISSB基準が存在しない場合は、SASBスタンダードの他、CDSBフレームワーク適用ガイダンスや他の基準設定主体の公表物等を参照し、適用可能性を考慮することが可能（第58項）だが、質の高い開示の実現のためには、ISSBが様々なテーマの開示基準を包括的に整備することが必要と考える。

(iv) サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の基準（SASBスタンダード）の向上（enhancing）

IFRS S 1 号には、サステナビリティ関連のリスク及び機会の特定にあたり、ISSB基準に加えて、SASBスタンダードの開示トピックを参照し、適用可能性を考慮しなければならないこと（第55項）、また当該リスクまたは機会に関する開示要求の特定にあたりISSB基準が存在しない場合は、SASBスタンダードの開示トピックに関連する指標を参照し、適用可能性を考慮しなければならない（第58項）との定めがある。すなわち、SASBスタンダードは実質的にISSB基準の開示要求の一部を構成しており、「SASBスタンダードの向上」はIFRS S 1 号及びIFRS S 2 号の導入や、IFRS S 2 号の次に開発される新しいテーマ基準における産業別ガイダンスの開発を進めていく上でも重要なプロジェクトである。

しかしながら、注記4の意見書の通り、SASBスタンダードには改善すべき点がみられ⁴、ISSBが将来的にSASBスタンダードをISSB基準の産業別要求事項として取り込むにあたっては検討に時間を要するとみられる。

したがって、今後2年間という短期間においては、上記「(ii) ISSB基準（IFRS S 1 号及びIFRS S 2 号）の導入の支援」及び「(i) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始」が優先されると考える。

(iii) ISSB基準の的を絞った拡充（enhancements）のリサーチ

IFRS S 2 号の気候関連開示は投資家の関心が高い分野と認識している。脱炭素に向けた移行は喫緊の課題である中、「公正な移行」は企業活動に影響を与える要素として注目が高く、機関投資家のエンゲージメントにおいても重視されている。また、サステナブルファイナンス市場で広く浸透している原則等を所管する国際資本市場協会（ICMA）の原則等の改訂（2023年6月）においても、「公正な移行」の考慮が追加された。

一方、IFRS会計基準では、基準設定から一定期間経過後、適用後レビューを経て必要に応じて基準の見直しが行われると理解している。IFRS S 2 号の最終基準が公表されて間もないため、本情報要請P14に記載の通り「公正な移行」に関するガイダンスがIFRS S 2 号の適用を拡充する目的であれば、今後適用後レビューを経た上でリサーチを検討することが望ましいと考える。したがって、今後2年間という短期間においては、本活動は4つの活動のうち最も優先順位が低いと考える。

なお、「公正な移行」は雇用を含むテーマであり、人的資本や人権等の「(i) 新たなリサーチ及び基準設定のプ

⁴ ISSB が 2023 年 5 月 11 日に公表した公開草案「SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び SASB スタンダード・タクソノミのアップデート」に対し、本協会はコメントを提出した。詳細は、質問 5 (b) のコメントを参照されたい。https://ifrs-springapps-comment-letter-api-1.azuremicroservices.io/v2/download-file?path=625_67013_Japan-Securities-Dealers-Association-JSDA-0_Japan-Securities-Dealers-Association-JSDA-R-RBqbVNB0Z-yCK.pdf

プロジェクトの開始」において検討される部分もあるとみられる。

(c) 回答対象外

質問 2 : ISSB の作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ報告事項の評価規準

第23項から第26項は、作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ関連報告の論点の優先順位付けを行う際に、ISSBが用いることを提案している規準について論じている。

(a) ISSBが適切な規準を識別したと考えるか。

(b) ISSBは他の規準を考慮すべきか。すべきである場合、それはどのような規準で、その理由は何か。

(a) 同意する (Yes)

本情報要請のP3に記載の通り、将来的にはIFRS S1号及びIFRS S2号における「つながりのある情報」に関する要求事項を超えて、財務報告における情報の統合を追求する可能性を考えると、新たなリサーチ及び基準設定プロジェクトを作業計画に追加するにあたってのISSBの評価規準は、IASBの評価規準と揃えておくべきと考える。サステナビリティ関連財務情報の開示は発展段階にあり、評価が難しい可能性があるが、仮に支障がある場合でも柔軟に対応を行うことが可能とみられる。

(b) 回答対象外

質問 3 : ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト

第27項から第38項は、サステナビリティ関連のリサーチ及び基準設定のプロジェクトの識別に対するISSBのアプローチの概要を示している。付録Aは、ISSBの作業計画に追加する可能性がある各プロジェクト案を記述している。

- (a) 新たな2年間の作業計画において新たなプロジェクトに関するISSBのキャパシティが限定的であることを考慮に入れて、ISSBは集中的に取り組む単一のプロジェクトを優先し、そこで大きく進捗するようにすべきか、それともISSBは複数のプロジェクトに関して作業し、各々において少しずつ（incremental）進捗するようにすべきか。
- (i) 単一のプロジェクトとする場合、どれを優先すべきか。付録Aの4つのプロジェクト案から選ぶか又は他のプロジェクトを提案してもよい。
- (ii) 複数のプロジェクトとする場合、どのプロジェクトを優先すべきか、また、最も高いものから最も低いものの順に、相対的な優先度はどのようなものか。付録Aの4つのプロジェクト案から選ぶか又は他のプロジェクトを提案してもよい。

(a) 単一のプロジェクト

「人的資本」を最優先

本質問3では、ISSBは既存の開示フレームワーク等を基に、今後2年間に基準開発を行う前提で回答する。質問1の回答に記載の通り、サステナビリティ報告に対する利用者のニーズの高まりを考えると、IFRS S2号の気候関連分野の開示基準だけでは不十分であり、新しいテーマの基準開発が急務である。本情報要請の付録Aで挙げられたテーマはどれも重要であるが、特に「人的資本」は、①企業の競争優位の源泉であり、企業の中長期的なキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼすことが予想されること、②全ての企業に共通するテーマであることから、最も優先すべきテーマと考える。

したがって、今後の基準開発においては、まずは単一のプロジェクトとして「人的資本」の基準開発に集中的に取り組む、早期に完成することを期待する。

「報告における統合」は新しいテーマの基準開発と並行

財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の開示との間のつながり（connectivity）はISSB基準の重要なコンセプトであり、「報告における統合」の重要性は高いと認識している。一方、本情報要請の付録AのA51において本プロジェクトの規模は大きいとされているように、本プロジェクトは既存の開示フレームワーク等を基に基準開発を進めるとみられる「生物多様性」、「人的資本」及び「人権」とは時間軸が異なり、長期に亘るプロジェクトになるとみられる。

したがって、今後2年間においては新しいテーマとして「人的資本」の基準開発を進めながら、本プロジェクトにも着手し、並行して取り組むことが望ましいと考える。なお、本プロジェクトは長期に亘るとみられるため、プロジェクトの全体像とともに、今後2年間の作業計画を示して頂くことを期待する。

また、その他のプロジェクトについても利用者のニーズが高いと認識しており、今後の基準開発を期待する。本協会のサステナビリティ基準ワーキング・グループの議論では、以下の意見がみられた。

● 生物多様性

生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）の問題は、気候変動と同様、転換点が近づきつつある重要なテーマと認識している。基準開発にあたっては、以下についても検討の余地がある。

- ・ 本テーマについては、方法論のアプローチ、データ品質及び企業の対応能力等が揺籃期にある。TNFD 提言の最終版の公表後、企業の開示の状況を踏まえてリサーチから着手してはどうか。
- ・ キャッシュ・フローに重要な影響を与えるセクターは限られるとみられ、整理が必要ではないか。
- ・ 本テーマはセクターや地域によって重要性が異なり、同じ業種内でも企業が直面する課題には差が生じるため、セクター毎に共通する主要なサブトピックから着手し、企業の判断を尊重した柔軟な開示を認めてはどうか。

● 人権

「人権」については法規制やガイドラインが多く存在し、これらへの違反があると株価に影響を及ぼすこともあり、重要なテーマである。基準開発にあたっては、以下についても検討の余地がある。

- ・ 本テーマについては、方法論のアプローチや人権 DD の定義、サプライヤーの範囲等の整理が必要であり、リサーチから着手してはどうか。
- ・ 「人的資本」に含まれるサブトピック「バリュー・チェーンにおける労働条件」（本情報要請の付録 A22 (f)）は、「人権」のサブトピックとして検討してはどうか。
- ・ 本情報要請では「人的資本」と「人権」が別のプロジェクトとして設定されているが、例えば企業の労働力のスコープを自社とサプライチェーンに分け、同一のテーマとして基準を開発することも可能ではないか。

質問 7：ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトー報告における統合

報告における統合に関するリサーチ・プロジェクトが付録AのA38項からA51項に記述されている。次の質問に回答されたい。

- (a) 報告における統合プロジェクトは、ISSBのリソースを集中的に（intensive）使用する可能性がある。これは、トピック別に開発されている基準が開発されるペースを鈍らせる可能性があることを意味するが、一方で、IFRS財団の一連の資料の価値全体を実現するのに役立つ可能性がある。ISSBの新たな2年間の作業計画の一部として、3つのサステナビリティ関連トピック（生物多様性、生態系及び生態系サービス、人的資本並びに人権についてのプロジェクト案）との関連で、報告における統合プロジェクトを進めることについて、どのように優先順位を付けるか。
- (b) 報告における統合プロジェクトを優先事項として検討すべきと考える場合、必要となる調整の努力を考慮したときに、IASBとの正式な共同プロジェクトとして進めるべきと考えるか、それともISSBのプロジェクト（正式な共同プロジェクトとしなくとも、依然として必要に応じてIASBからのインプットを活用できる。）として進めるべきと考えるか。
 - (i) 正式な共同プロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか及びその理由を説明されたい。
 - (ii) ISSBのプロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか及びその理由を説明されたい。
- (c) 報告における統合に関するプロジェクトを進めるにあたり、ISSBは次のものを基礎としたり、これらから諸概念を取り入れたりすべきと考えるか。
 - (i) IASBの公開草案「経営者による説明」。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
 - (ii) 「統合報告フレームワーク」。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
 - (iii) その他の情報源。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える情報源及び具体的な概念を記述されたい。
- (d) ISSBが本プロジェクトを進める場合に、ISSBに対して他の提案はあるか。

(a) 優先順位が高い (a higher priority)

質問 3 (a) の回答に記載の通り、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の開示との間のつながり（connectivity）はISSB基準の重要なコンセプトであり、「報告における統合」の重要性は高いと認識している。一方、本情報要請の付録AのA51において本プロジェクトの規模は大きいとされているように、本プロジェクトは既存の開示フレームワーク等を基に基準開発を進めるとみられる「生物多様性」、「人的資本」及び「人権」とは時間軸が異なり、長期に亘るプロジェクトになるとみられる。

したがって、今後2年間においては新しいテーマの基準開発を進めながら、本プロジェクトにも着手し、並行して取り組むことが望ましいと考える。なお、本プロジェクトは長期に亘るとみられるため、プロジェクトの全体像とともに、今後2年間の作業計画を示して頂くことを期待する。

(b) 回答対象外

(c)

(i) IASBの公開草案「経営者による説明」：同意する (Yes)

IASBの公開草案「経営者による説明」は、IFRS会計基準の概念フレームワークを基に、価値を創造しキャッシュ・フローを生成する企業の能力に影響を与える要因に着目し、財務諸表とのコネクティビティが明確となっている。財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の開示との間のつながり（connectivity）に関して、IASBの財務会計に関する知見を利用しつつ、IFRS会計基準以外の会計基準でも利用可能なハイレベルな基準を開発することは可能と思われる。

投資家が求めるより長期的な将来キャッシュ・フローや価値創出の概念は、ISSB基準における重要な概念であるため、財務諸表とサステナビリティ関連財務情報の開示のつながり（connectivity）を志向するのであれば、IASBの公開草案「経営者による説明」における「将来キャッシュ・フロー」（3.10項）及び「価値創出」（3.11項及び3.12項）の概念に関する表現は、IFRS会計基準とISSB基準において統一することが望ましいと考える。

(ii) 「統合報告フレームワーク」：同意する (Yes)

「統合報告フレームワーク」の「価値創造」の概念は、IFRS S1号のサステナビリティ関連のリスク及び機会の基礎的な概念として既に反映されているが、多くの企業が統合報告書の作成にあたり活用している「統合報告フレームワーク」の「7つの指導原則」及び「8つの内容要素」についても、ISSB基準として再定義するための更なる取組みが可能であると考ええる。

また、「統合報告フレームワーク」は、情報の結合性（Connectivity）を重視し、企業が事業を通じて6つの資本を有機的に結び付け、どのような価値を創出するかについて説明を求めているが、当該6つの資本をISSB基準としてどのように位置付けていくかについても、検討の余地があると考ええる。

(iii) その他

回答対象外

(d) 本プロジェクトでは、質問7(c)の回答に加えて、「生物多様性」、「人的資本」及び「人権」等の各テーマの基準開発においても「つながりのある情報」を検討し、それぞれ進めていくことが必要と考える。

以上